

副
本

昭和五六年(丙)第四二一〇号

証 摆 申 請 書

原 告 株式会社早川警房

被 告 堀 光

外 一 名

昭和五七年二月二十四日

右被告堀光訴訟代理人

弁護士 佐々木 黎二

同 松井 宣彦

同 猪山 雄治

同 相原 英俊



一、人証の表示

大阪府大阪市大淀区豊崎五丁目五一二四一七〇二

被告本人 堀 晃（同行四五分）

二、立証の趣旨

1. 単行本「太陽風交点」に關しては原告と被告堀晃との間には出版権設定契約は何等成立しておらず、せいぜい默示による出版許諾契約が成立しているに過ぎないこと、
2. 文庫本「太陽風交点」に關しては、原告と被告堀晃との

間には、出版を目的とする何等の契約も成立していないこと

を立証する。

三、尋問事項

別紙尋問事項のとおり。

一ノフ季二ノ江谷三ノ戸

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	



尋問事項

被 告 本 人

堀

晃

- 一、單行本「太陽風交点」の出版に至る経緯
二、昭和五五年一二月二一日の出来事について
(文庫本「太陽風交点」について)
第一回「日本S.F.大賞」受賞後の経緯
四、右に関連する一切の事項